

都道府県及び市町村 ※

資料4

啓発、広報、教育活動等
(安全法第4条第6項、基本法第17条第2項)

消費者安全の確保に関する施策の推進に
当たっての責務(努力義務)(安全法第4条)

- ◆ 消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力の活用
- ◆ 施策の推進過程の透明性の確保
- ◆ 施策効果の把握・評価、必要な措置
- ◆ 関係者間の緊密な連携(国、地方公共団体、国民生活センター、消費生活センター、警察、消防、保健所、病院、消費者団体その他の関係者)

消費生活相談等の事務(安全法第8条)

- 苦情に係る相談に応じること
- 苦情の処理のためのあっせんを行うこと
- 消費者事故等の調査・分析(都道府県)
- 情報収集・住民への提供
- 消費者事故等の発生に関する都道府県・市町村間の情報交換

消費生活センター(安全法第10条)

- 都道府県: 必置(第1項)
- 市町村: 努力義務(第2項)

消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上等(安全法第11条)

- 相談員の適切な処遇
- 研修の実施
- 専任職員の配置及び養成

関係法執行

- ◆ 特定商取引法
- ◆ 景品表示法
- ◆ JAS法 等

都道府県知事による要請(安全法第21条)

- ◆ 都道府県内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な措置の実施を要請。

情報の提供その他の必要な援助(安全法第9条)

国

(独)国民生活センター【役割】情報の収集及び提供、相談員への研修、商品テスト、裁判外紛争解決等(基本法第25条)

※基本法第4条に、地方公共団体の責務が定められている。